

# 平成27年第9回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成27年9月29日（火）14時00分

2. 場 所：挾間庁舎 4階 大会議室

## 3. 出席委員 28名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

25番 栗林 睦和

委 員

1番大澤 英之 11番廣瀬 啓治

2番加藤 正信 12番田中真理子 22番佐藤 高信 32番山月 憲昭

3番佐藤有太郎 13番佐藤 幸市 23番小野 七郎

4番利光 末子 14番田中 俊行 24番佐藤 靖司 34番小山 豊康

5番坂本 成一 15番首藤 勝磨 25番栗林 睦和 35番後藤 義昭

6番安部 義浩 26番二宮 正男

7番佐藤 義男 17番縣 次男 27番溝口 正剛

8番吉廣 順一 28番庄野 誉

9番後藤 慶子 19番佐藤 邦政 29番佐藤 圭介

20番那須 紀子

## 4. 欠席委員

10番佐藤 勝規 16番梅木 敏弘 18番加藤 康男 21番衛藤 由澄

30番佐藤千代信 31番大塚 弘士 33番甲斐 善馬 36番穴井 幸男

## 5. 議事日程

(1) 出席確認及び行事報告（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告

②農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

③農地の地目変換承認申請の審議

④農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

⑤農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議

⑥農地法第5条の規定による所有権設定の許可申請の審議

⑦農用地利用集積計画（農地中間管理権）の審議

⑧農業振興地域整備計画の変更についての審議

⑨農用地利用配分計画の審議

(4) その他

農業委員会等に関する法律の改正に伴う説明

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

## 7. 会議の概要

事務局長 配布資料の確認 説明 日程7 議案の修正

事務局長 行事報告 連絡事項

出席者報告 出席委員36名中、28名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議 長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号「7番佐藤義男」委員さんと「8番吉廣順一」委員さんの2名にお願いします。よろしくお願いします。

次に追加議案の上程についてお諮りします。追加議案の上程理由について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程9につきましては、農政課からの依頼が遅れまして事前の(議案)配布に間に合いませんでしたが、日程7との関係がございますので、追加上程をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局より説明のありました追加議案、日程9「農用地利用配分計画の審議について」を上程することについて、これに異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

事務局、追加議案を配布してください。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第9までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっておりますのでよろしくお願いします。

○日程 1 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」

(議案 1 号～ 4 号 4 件)

議 長

日程 1、農地法第 18 条の規定による合意解約通知について事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程 1、農地法第 18 条の規定による合意解約通知について議案朗読説明

議 長

議案 1 号～ 4 号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

○日程 2 「農用地利用集積計画の決定について」

(議案 5 号～ 7 号 3 件)

議 長

日程 2、農地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程 2、農地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案 5 号から 7 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案 5 号は利用権、継続設定の案件です。

議案第 5 号について、質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議案 6 号について、23 番小野 七郎委員が借受人となっていますので、会議規則 12 条の規定により、退席をお願いします。

(小野 七郎委員、退席)

それでは、議席番号 32 番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32 番山月 憲昭委員

馬見塚光也さんが健康上、よろしくないということでありまして、耕作ができないと言うことで、小野七郎さんをお願いをしたと言うことでもあります。小野七郎さんは麦をつくるということでもあります。悪いという理由がありませんので、審議をお願いします。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

小野委員さん、お入り下さい。

審議の結果、賛成多数で承認されましたので、報告します。

議案7号について、私が担当ですので説明をします。

この土地は私が借りておりまして、2年前までは作付けしておりましたが、水の便が悪くて作付を休んでおりました。そうしているときに河野さんから野菜を作りたいという相談がありまして、それならと言うことで私がお世話をいたしました。河野さんは今日休んでいる佐藤勝規委員さんなんかと、唐辛子の契約栽培を行っておりまして、唐辛子を是非植えたいと言うことのようにです。唐辛子はイノシシとか鹿とか鳥の被害もないということで、やってみようと言うことです。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

### ○日程3「農地の地目変換承認申請について」

(議案8号 1件)

議 長

日程3、農地の地目変換承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地の地目変換承認申請について議案朗読説明

議 長

議案8号について、議席番号26番二宮 正男委員さんよりお願いします。

26番二宮 正男委員

位置図が1, 2ページになります。この土地は以前圃場整備をした田んぼではありませんが、周囲が林地になっております。そういう関係でここ数年、イノシシにやられて稲作をするのは困難だということで、本人から畑に変えたいという申出がありました。やむを得ないなというふうに感じております。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程4「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案9号～13号 5件)

議 長

日程4、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について朗読説明。

議案9号から13号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案9号について、議席番号8番吉廣 順一委員より説明をお願いします。

8番吉廣 順一委員

渡人の小野隆子さんと受人の小野達雄さんは親子関係です。小野隆子さんは高齢で、農業もできない状況です。そういうことで生前贈与をしたいということです。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案10号から12号について、渡人が同一ですので、続けて説明をお願いします。

議席番号24番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

24番佐藤 靖司委員

渡人の津行伸嘉さんは、東京に住んでおりまして、後継者はおられません。農地について処分をしたいという話があったようです。10号議案の土屋政壽さんですが、今はこの農地をつくっておりませんが、外の人がつくっておりますが、その人がつくれないということで土屋さんをお願いをするということです。11号議案の佐藤要藏さんは、既に5年くらい前からこの農地で野菜などをつくっており、問題はないと思います。12号議案の久東邦裕さんが数十年も前からつくっておりまして、特に問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案13号について、議席番号24番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

24番佐藤 靖司委員

渡人の和田さんは大分に住んでおりまして、兄弟もほとんど近くにおりませんで、後継者もないということで、誰かに譲りたいということで、この農地も5年くらい前から耕作していないんですけども、幸いなことに水路が近くにあるし、草刈り、耕起をすれば作付は可能と判断しました。佐藤さんも農業をしておりますので何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程5「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案14号～15号 2件)

議 長

日程5、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程5、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議について議案朗読説明  
議案14号、15号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案14号について、議席番号29番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

29番佐藤 圭介委員

図面は4、5、6ページを見て下さい。渡人と受人は親子の関係であります。親子で貸借関係を結びまして、既存の宅地の家を壊しまして、農地と合わせてアパートをつくりたいということです。農地は住宅地に挟まれており、第3種農地でありやむを得ないと考えます。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案15号について、議席番号4番利光 末子委員より説明をお願いします。

#### 4 番利光 末子委員

地図の 8 ページをご覧ください。ここは下市の昔からの中央になります。大きい道路が通っていますが、昔、殿様が野津原から鶴崎へ大名行列で通った道路です。地図に申請地とある横に河野 勝というのがあります。申請者のおじいさんにあたります。この土地を哲治さんが勝さんからいただいたそうです。この申請をするにあたり境やら何やら色々難しいことができて、10 人ほど関係者がおりまして、10 ヶ月ほどかかって申請できるようになりました。渡人の河野哲治さんは薬剤師をしておりまして、庄内やら色んなところに薬局を出しておりまして、その会社が受人の(株)KTサービスです。この度この土地に社宅を建てたいということです。勝さんのお母さんが住んでおりますが、後々はこの社宅にお母さんを住まわせて面倒を見ていきたいということのようです。

#### 議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

#### ○日程 6 「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案 16 号～17 号 2 件)

#### 議 長

日程 6、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、2 件あります。事務局より説明をお願いします。

#### 事 務 局

日程 6、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明  
議案 16 号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第 3 種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案 17 号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断され、問題はないと考えます。

#### 議 長

議案 16 号について、議席番号 32 番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

#### 32 番山月 憲昭委員

字図については 14 ページです。周りは太陽光の発電所となっております、ゆくゆくはそういう部分もあるのかもしれませんが、今回につきましては太陽光発電をやっております柳井工業の資材置場になるということであり、やむを得ないと考えます。

#### 議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案17号について、議席番号2番加藤 正信委員より説明をお願いします。

2番加藤 正信委員

渡人と受人は親子関係であります。久子さんのご主人が2年ほど前に亡くなりまして、その後同居をして生活しておりましたが、家族が多く手狭と言うことで、渡人の田んぼを譲り受けて、そこに家を建て、親の面倒を見ていきたいということのようです。やむを得ないと考えます。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

続きまして日程7ですが、ここで5分間の休憩をいたします。

○日程7「農用地利用集積計画（農地中間管理権）について」 （議案18号1件）

議 長

日程7、農用地利用集積計画（農地中間管理権）の決定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程7、農用地利用集積計画（農地中間管理権）の決定について、詳しくは農政課のほうから説明をいたします。

農 政 課

課長補佐より、農地中間管理事業について、パンフを見ながら概要を説明

担当より、議案朗読説明

議 長

質疑を求めます。

28番庄野 誉委員

これは、地区で取り組まないで交付金の対象にならないのでしょうか。個人で貸し借りをする場合も対象になるのでしょうか。

農 政 課

今回は、谷の中恵地区で人・農地プランでの話し合いにより貸付をすることとなりま



した。この後日程9で審議していただきますが、貸付先まで決まったものについて中間管理機構に持っていくという流れになってます。

28番庄野 誉委員

ということは、個人でも貸付先が決まっていれば中間管理機構に申し出れば補助金の対象になるということですか。

農政課

個人でも対象になります。人・農地プランでこれからの担い手と位置付けられている農業者であれば対象になります。

18番庄野 誉委員

認定農業者でないとダメということか。

農政課

そういうことです。

26番二宮 正男委員

交付単価で、2割超とか5割超とかあるんですが、自治区とか地域とする場合がこれになるんですか。個人的に取り組む場合は、どうなるんでしょうか。

農政課

個人で取り組む場合は、小字単位で考えていきます。小字内の農地に対して取り組む農地の割合で決まります。

まとまった地域での割合となっています。まとまった地域というのは、人・農地プランで囲んだ地域と考えてもらって結構です。その地域内での割合で地域集積協力金がもらえることとなります。

28番庄野 誉委員

人・農地プランというものは、私は東庄内ですが、五ヶ瀬は五ヶ瀬、大龍は大龍というように農政課でつくってるんでしょうか。

農政課

人・農地プランについては、平成25年度から作成が始まっております、農政課の方で作成しておりますけれども、毎年変更ができますので、何か変更があれば対応できます。小字内を区切るということはできません。

人・農地プランは、現在74地区で作成されています。全体で134集落あるんですが、農業集落でないところを除けば124集落で、集落数で言えば108集落、74プランできています。プランは一応行政区を単位としていますが、範囲を広げたいなど地域の意向を踏まえて作成できます。

議 長

質問はよろしいですか。

(はい)

それでは議案18号、承認される委員さんの挙手を求めます。

結果 挙手多数により承認することとします。

○日程8「農業振興地域整備計画の変更について」

(11件)

議 長

日程8、農業振興地域整備計画の変更について、11件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程8、農業振興地域整備計画の変更について議案朗読説明  
詳しい説明については、農政課の方からいたします。

農政課担当

農政課の担当より説明

議 長

箇所番号1の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号2の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号3の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号4の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

**箇所番号 5**の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

**箇所番号 6**の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

**箇所番号 7**の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

**箇所番号 8**の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

**箇所番号 9**の編入について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

**箇所番号 10**の編入について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。  
意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号 11 の用途変更について、質疑を受けます。  
ご意見ないでしょうか。  
(ありません。)  
採決いたします。  
意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

## ○日程 9 「農用地利用配分計画の意見聴取について」

議 長

日程 9、農用地利用配分計画の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 9、農用地利用配分計画の意見聴取について、詳しくは農政課のほうから説明をいたします。

農 政 課

議案の訂正をお願いします。

借受期間 (誤) 平成27年11月01日～平成37年10月30日 9年11ヶ月  
(正) 平成27年12月01日～平成37年11月30日 10年0ヶ月

貸付期間 (誤) 平成27年11月01日～平成37年10月31日 10年0ヶ月  
(正) 平成27年12月01日～平成37年11月30日 10年0ヶ月

この欄、25ページから29ページまで、すべて訂正をお願いします。

担当より議案朗読説明

議 長

この案件について、質疑を受けます。  
質問・ご意見ないでしょうか。  
(ありません。)  
採決いたします。  
意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。